

令和 6 年度

宇佐市農業委員会
第 1 回(4 月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第1回定例総会会議録

令和6年5月7日（火）午前9時30分より宇佐市役所本庁2階23会議室において会長が第1回（4月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 6番 久保田 昭廣 会長

1番 川野 峰志 委員	2番 阿部 善浩 委員	3番 池田 雅彦 委員
4番 信國 和徳 委員	5番 辻 勝 委員	7番 安倍 隆司 委員
8番 今仁 俊朗 委員	9番 司城 慶三 委員	10番 永岡 卓巳 委員
11番 清祐 義人 委員	12番 牧野 金生 委員	13番 宮田 文昭 委員
14番 吹上 和子 委員	15番 篠口 芳人 委員	16番 植松 好子 委員
17番 小野 公博 委員	18番 後藤 寛治 委員	19番 山末 隆一 委員

欠席委員

なし

事務局

久保事務局長、松成農政係総括、木原農地係総括、農地係小林副主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第3号 農地転用事業計画変更申請について
議案 第4号 非農地証明願について
議案 第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

報告 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第2号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について
報告 第3号 農地法第3条許可処分の取消について
報告 第4号 2a 未満の農業用施設用地への転用の届出について

報告 第5号 農地所有適格法人適格要件の届出について

報告 第6号 最適化活動の点検評価について

事務局長 定刻より早い時間ですが皆さんお揃いですので、ただ今から令和6年度第1回4月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中19名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、久保田会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

(あいさつ)

それではこれより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する

議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、3番 池田 雅彦 委員、4番 信國 和徳 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の小林副主幹を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第1号を、議題に供します。

なお、本議案は2番 阿部 善浩 委員にかかる案件がございます。よって宇佐市農業委員会会議規則第26条の規定により議事参与が制限されますので、2番 阿部 善浩 委員は退席をお願いいたします。

(2番 阿部 委員退席)

事務局 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第1号3条許可申請は28件で、地区毎の内訳は、

長洲地区2件、2筆、730m²、宇佐地区1件、1筆、208m²、駅川

事務局 地区7件、22筆、18,803m²、四日市地区8件、12筆、24,159m²、安心院地区5件、18筆、17,371m²、院内地区5件、10筆、11,548m²となっています。

2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、
別紙のとおり申請があつたので審議を求める。

令和6年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

譲渡理由は所在者不明農地の管理人への設定、譲受理由は自宅隣接農地を取得するための所有権移転売買です。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は営農を開始のための所有権移転贈与です。

4ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は規模拡大ための所有権移転売買です。

5ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

弟から兄への所有権移転贈与です。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は自宅近くの農地を取得するための所有権移転贈与です。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は規模拡大のための所有権移転売買です。

事務局 駅川地区 番号4 【議案書番号駅川4朗読】

譲渡理由は耕作が不便なため、譲受理由は隣接農地の取得に伴う所有権移転売買です。

6ページをお開きください。

駅川地区 番号5 【議案書番号駅川5朗読】

譲渡理由は高齢のため労力不足、譲受理由は営農開始による所有権移転売買です。

駅川地区 番号6 【議案書番号駅川6朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は規模拡大による所有権移転売買です。

駅川地区 番号7 【議案書番号駅川7朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は規模拡大による所有権移転売買です。

8ページをお開き下さい。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は借入地を取得するための所有権移転売買です。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

親戚間での農地交換のための所有権移転贈与です。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

親戚間での農地交換のための所有権移転贈与です。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

親戚への所有権移転贈与です。

四日市地区 番号5 【議案書番号四日市5朗読】

譲渡理由は高齢のため労力不足、譲受理由は自宅隣接農地を取得するための所有権移転売買です。

9ページをお開きください。

四日市地区 番号6 【議案書番号四日市6朗読】

譲渡理由は高齢のため労力不足、譲受理由は相手方の要望による所有権移転売買です。

事務局 四日市地区 番号7 【議案書番号四日市7朗読】
譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は規模拡大による所有権移転売買です。

四日市地区 番号8 【議案書番号四日市8朗読】
譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は規模拡大による所有権移転売買です。

10ページをご覧ください。
安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】
譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接農地を取得するための所有権移転贈与です。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】
譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は規模拡大による所有権移転贈与です。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】
親から子への所有権移転贈与です。

11ページをお開きください。
安心院地区 番号4 【議案書番号安心院4朗読】
譲渡理由は労力不足、譲受理由は規模拡大による所有権移転売買です。

安心院地区 番号5 【議案書番号安心院5朗読】
譲渡理由は労力不足、譲受理由は管理農地を取得するための所有権移転売買です。

12ページをお開きください。
院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】
譲渡理由は労力不足、譲受理由は管理農地を取得するための所有権移転贈与です。

院内地区 番号2 【議案書番号院内2朗読】
譲渡理由は労力不足、譲受理由は管理農地を取得するための所有権移転贈与です。

事務局 院内地区 番号3 【議案書番号院内3朗読】

譲渡理由は体調不良のため、譲受理由は規模拡大による所有権移転贈与です。

13ページをお開きください。

院内地区 番号4 【議案書番号院内4朗読】

譲渡理由は遠方の管理困難、譲受理由は規模拡大による所有権移転売買です。

院内地区 番号5 【議案書番号院内5朗読】

譲渡理由は遠方の管理困難、譲受理由は営農開始による所有権移転売買です。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審議会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和6年4月30日午前9時30分より、本庁2階23会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第1号について、長洲地区2件、宇佐地区1件について、当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審議会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和6年5月1日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員13名中13名出席のもと開催いたしました。

今仁地区審会長 議案第1号について、駿川地区7件、四日市地区8件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和6年4月26日午前10時より、院内支所 多目的ホールにおいて、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員11名中11名出席のもと開催いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

安心院地区5件、院内地区5件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
議事が終了しましたので、2番 阿部 善浩 委員に対する議事参与制限を解除いたします。

(2番 阿部委員 着席)

議 長 次に議案第2号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 総括表をお開きください。

議案第2号 5条許可申請は5件となっています。

地区ごとの内訳は、長洲地区1件、2筆、2,602m²、宇佐地区1件、1筆、293m²、駅川地区2件、3筆、862m²、四日市地区1件、1筆、465m²となっています。

14ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項及び同法施行令第15条の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

15ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

農業用施設用地としての転用ですが、すでに平成22年11月頃から農業用倉庫を建築して利用しています。今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

16ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、譲受人が経営する事業の駐車場8台分を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することができる農地以外の土地などもないとから許可することができるものと考えます。

17ページをご覧ください。

事務局 駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

20ページの議案第3号、農地転用事業計画変更申請の駅川地区番号1で後述しますが、当初は譲渡人が建売住宅1棟を建築する計画でしたが、譲受人の要望により譲受人の自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないとから許可することができるものと考えます。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

農業用施設用地としての転用ですが、すでに昭和31年8月頃から農業用倉庫を建築して利用しています。今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当するを考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

18ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、譲受人の職員住宅の駐車場8台分を増設整備するものです。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、

第3種農地に該当します。

第3種農地の転用は、許可をすることができますこととなっております。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第2号について、長洲地区1件、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、長洲地区番号1は始末書が添付された追認案件となっていますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第2号について、駅川地区2件、四日市地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、駅川地区番号2は始末書が添付された追認案件となっていますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第3号を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。議案第3号農地転用事業計画変更申請は、駅川地区 1件、1筆、565m²です。

19ページをお開きください。

議案第3号「農地転用事業計画変更申請について」

農地法関係事務処理要領第4の6の(3)のエに基づき、別紙のとおり申請があつたので審議を求める。

令和6年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

20ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

議案第2号農地法第5条申請の駅川地区番号1の説明にて、触れてさせていただいた事業計画変更申請になります。申請地は令和5年10月10日に、建売住宅として転用許可を受けていましたが、事業継承者が自己住宅を建築するために、今回、事業計画変更申請を行うものです。なお、申請地は当初の転用申請にて第2種農地と判断されています。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審議会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第3号について、駅川地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

本件は、事務局から詳しい説明があつたとおりです。

変更後の転用事業により、周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前と比べて同程度と認められること等が確認できましたので当地区審議会としましては計画の変更を認めるものと意見決定しまし

今仁地区審会長 た。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局説明及び地区審議会からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり計画変更を認めるものとして許可することに決定いたしました。
次に議案第4号を議題に供します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの 総括表をお開きください。
議案第4号非農地証明願は、13件で、地区ごとの内訳は、長洲地区3件、5筆、5,473m²、宇佐地区2件、2筆、244m²、駅川地区2件、3筆、5,200m²、四日市地区4件、13筆、10,319m²、安心院地区1件、1筆、85m²、院内地区1件、1筆、760m²となっております。

21ページをお開きください。

議案第4号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和6年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

22ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

平成17年頃から山林化しています。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】
平成12年頃から山林化しています。

長洲地区 番号3 【議案書番号長洲3朗読】
昭和62年頃から雑種地として利用しています。

事務局 23ページをお開きください。
宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】
昭和46年頃から原野化しています。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】
平成10年頃から雑種地として利用しています。

24ページをご覧ください。
駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】
昭和40年頃から宅地の一部として利用しています。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】
平成11年頃から山林化しています。

25ページをお開きください。
四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】
昭和35年頃から山林化しています。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】
昭和10年頃から雑種地として利用しています。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】
昭和23年頃から宅地の一部として利用しています。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】
平成28年頃から山林化しています。

27ページをご覧ください。
安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】
平成6年頃から堤として利用しています。

28ページをお開きください。
院内地区です。

事務局 院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】
昭和37年頃から雑種地として利用しています。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化しており農地への復旧が困難であること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審会長 はい議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第4号について、長洲地区3件、宇佐地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第4号について、駅川地区2件、四日市地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第4号について、安心院地区1件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当して

池田地区審議会長 いますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。
次に、議案第5号を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 29ページをお開きください。

議案第5号「宇佐市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」

農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するため、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があつたため、農業委員会の意見を求める。

令和6年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

30ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（借受分）朗読】

詳細につきましては、31ページ以降のようになっております。
こちらは、農地中間管理機構が土地所有者である貸手から農地を借受ける内容です。

これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

60ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（貸付分）朗読】

詳細につきましては、61ページ以降のようになっております。
こちらは、先程の借受分で農地中間管理機構が借受けた農地を今度は、農地中間管理機構から扱い手へ貸し付ける内容です。

事務局 92ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（所有権移転分）朗読】

詳細につきましては、93ページ以降のようになっております。

こちらは、農地売買等支援事業により、農地中間管理機構が売り手から農地を買い入れ、買い入れた農地を担い手に売り渡す内容です。

なお、97ページの安心院地区番号2のくにとしぶどう園株式会社は、140ページの報告第5号「農地所有適格法人適格要件の届出について」で届出を受けており、適格要件を満たしていることを確認しております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございました。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審議会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第5号について、長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審議会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第5号について、駅川地区、四日市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審議会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第5号について、安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり承認しました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第1号から5号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。
102ページをお開き下さい。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3及び同法施行規則第19条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。
令和6年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣
内訳は103ページからの23件がございました。
地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、1,713m²、宇佐地区3件、8筆、9,443m²、駅川地区5件、25筆、22,922m²、四日市地区7件、48筆、35,751m²、安心院地区4件、47筆、34,665m²、院内地区3件、42筆、25,709m²となっています。
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

121ページをお開き下さい。
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があつたので、ここに報告する。

令和6年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣
内訳は122ページからの29件がございました。
地区毎の内訳は、長洲地区1件、3筆、7,068m²、宇佐地区5件、8筆、10,674m²、駅川地区4件、6筆、8,355m²、四日市地区10件、38筆、37,997m²、安心院地区7件、26筆、18,345m²、院内地区2件、3筆、6,003m²となっています。

事務局 内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

134ページをお開き下さい。

報告第3号「農地法第3条許可処分の取消について」

農地法第3条第1項の規定による許可処分については、取り消したのでここに報告する。

令和6年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は135ページの1件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、198m²となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

136ページをお開き下さい。

報告第4号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和6年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は137ページの1件がございました。

地区毎の内訳は、四日市地区1件、1筆、37.5m²となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

138ページをお開きください。

報告第5号「農地所有適格法人適格要件の届出について」

農地法第2条第3項の要件を満たす旨の届出について確認したので、ここに報告する。

令和6年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は139ページからの四日市地区1件、安心院地区1件となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件等を確認し、いずれも要件を満たしていることから、届出を受理しております。

事務局 141ページをお開き下さい。
報告第6号「最適化活動の点検評価について」
令和6年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

【内容説明】

以上で報告の説明を終わります。

議長 ただ今の報告第1号から第6号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 来月5月の令和6年度第2回定例総会は、6月5日水曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしくお願いします。
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第1回定例総会を閉会いたします。定例会1回目ですがスムーズに進んだと思います。ご協力ありがとうございました。

午前10時20分閉会

以上会議の次第を記録し事実に相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和6年5月7日

議長 久保田 昭廣 印

署名委員 池田 雅彦 印

署名委員 信國 和徳 印